

けいはんな学研都市への科学技術ハブ拠点の 設置とスマートシティ形成の推進について

【担当省庁】内閣官房、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省

1 理化学研究所の科学技術ハブ拠点の設置

- 理化学研究所の人工知能（A I）の関西研究センター及び i P S 細胞のバイオリソースセンターをけいはんな学研都市（K I C K）に形成するなど、文部科学省の補助制度において科学技術ハブ拠点の設置を支援していただきたい。

本年3月に決定した「政府関係機関移転基本方針」に、理化学研究所における脳科学・AI研究の京都への移転概要が示され、これの推進のための協定締結式において、人工知能（A I）研究センターの関西拠点及び i P S 細胞などを保管運用するバイオリソースセンターのハブ拠点形成をけいはんな学研都市を候補に推進する方向が示された。

2 「新たな都市創造プラン」を踏まえた国の「基本方針」の改定

- 日本のモデルとなるスマートシティ形成を進めるため、関西文化学術研究都市において関係府省と協働で昨年度制定した「新たな都市創造プラン」を踏まえ、新たなステージの指針となるよう国の「基本方針」を改定していただきたい。

「新たな都市創造プラン」概要

- ①科学技術と文化の融合で知のフロンティアを開拓(文化・学術研究の振興)
- ②オープンイノベーションで世界に展開(イノベーション推進)
- ③世界に先駆けスマートな暮らしを育む次世代インフラ整備を促進(都市形成)
- ④相乗効果を生み出すネットワーク型運営体制の構築(都市運営)

3 法人税特別償却制度の期間延長

- 都市としての魅力が増し、多様な分野の研究機関や人の集積が進むけいはんな学研都市が、我が国の科学技術イノベーションの創出を牽引していくため、国内外の企業立地や設備投資の促進にとって重要な誘因となる法人税特別償却制度について、適用期間（平成 29 年 3 月まで）を延長していただきたい。

今後適用予定企業：日本電産（株）生産技術研究所（H 29 年 12 月竣工予定）
現在も進出企業が研究施設等を建設中（今後も含め 8 件予定）

けいはんな学研都市では、今後、木津地区（約 29.4ha）、南田辺・狛田地区の南田辺西（約 60ha）、狛田東（約 48ha）の新規造成が進む。

4 スマートシティ形成のための競争的資金等の確保

- 地域発研究開発・実証拠点として成長・発展させるため、関西文化学術研究都市推進機構のリーサーチコンプレックス推進プログラムを本採択していただきたい。

（リーサーチコンプレックス推進プログラム）

地域の大学・研究機関・企業のオープンイノベーションによる異分野融合活動の仕組み作りや世界をリードする事業テーマ創出を支援する科学技術振興機構の補助制度

【現状・課題等】

1 理化学研究所の科学技術ハブ拠点の設置

◎ 政府関係機関移転基本方針（研究機関京都府分）

◇ 理化学研究所

脳科学分野やAIに関する地域イノベーション創出のため、理化学研究所と地域の大学・企業等との共同研究の展開

（取組状況）

- ・ 2 テーマの共同研究について理化学研究所と調整中

2 「新たな都市創造プラン」を踏まえた国の「基本方針」の改定

◎ けいはんな学研都市におけるスマートシティのイメージと推進体制



◎ 関西文化学術研究都市建設促進法（一部抜粋）

（基本方針の決定及び変更）

第三条 国土交通大臣は、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係府県知事から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2 国土交通大臣は、基本方針を決定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係府県知事に通知しなければならない。

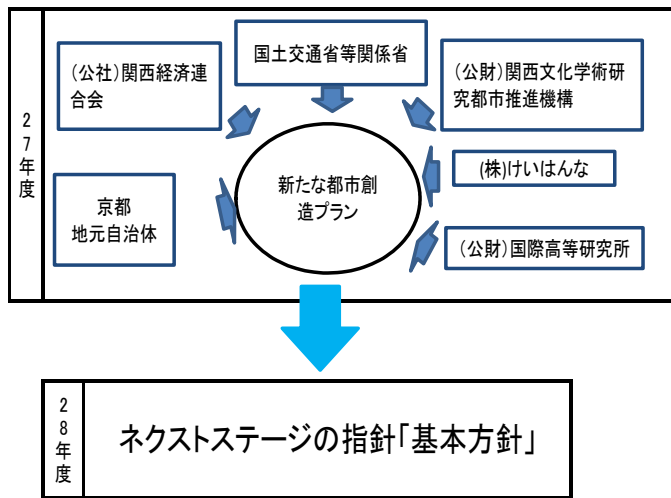
3 前二項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。

（基本方針の内容）

第四条 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 関西文化学術研究都市の建設の目標
- 二 関西文化学術研究都市の建設における学術、産業及び行政の各分野の協力の方針
- 三 関西文化学術研究都市の地域内の人口の規模及び配分並びに土地の利用に関する基本的事項

- 四 関西文化学術研究都市の地域内の文化学術研究地区の配置及び整備の方針
- 五 関西文化学術研究都市において整備されるべき文化学術研究施設の類型その他文化学術研究施設の整備に関する基本的事項
- 六 関西文化学術研究都市の中心となるべき文化学術研究地区において整備されるべき文化学術研究交流施設の整備に関する基本的事項
- 七 周辺地区の整備及び保全に関する基本的事項
- 八 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項
- 九 その他関西文化学術研究都市の建設に関する基本的事項



新たな都市創造プラン

<p>文化学術研究都市としての役割</p> <p>『世界の未来への貢献』：人類の平和的・持続的共存に向けて、未来への新たな知恵を創出</p> <p>『知と文化の創造』：未来社会に向け、知の交流を通じて新しい文化や生活像を創出</p>		
<p>具現化を目指す都市の姿</p>		
<p>世界の知と産業を牽引する都市</p>	<p>持続的にイノベーションを生み出す都市</p>	<p>科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆世界の未来像を提示 ◆科学技術イノベーションの創造拠点 ◆「ナレッジ・リンク」の中核 	<ul style="list-style-type: none"> ◆好循環を生み出す仕組み ◆オープンイノベーションとインキュベーションの仕組み ◆歴史・文化と結びついたイノベーション創出 	<ul style="list-style-type: none"> ◆科学技術と生活・文化が融合した未来の社会を先導 ◆持続可能な都市整備の仕組み ◆安全・安心で高質な都市環境 ◆広域のエリアマネジメント

3 法人税特別償却制度の期間延長

◎ 法人税特別償却制度の状況

適用実績(20～27年度実績)

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28 以降予定
適用実績(件)	4	2	2	2	2	3	1	2	8

- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づく優遇税制について
(租税特別措置法 第43条の2、同施行令 第28条の2)

<適用要件>

- ・青色申告書を提出する法人であること
- ・研究所用の新規の「建物・その付属設備」<2億円以上>
- ・研究所用の新規の「機械・装置」<1台当たり240万円以上>
- ・29年3月31日までの間に、事業の用に供すること

<優遇の内容>

法人税について事業の用に供した事業年度の特別償却（普通償却への上乗せ）

- ・「建物・その付属設備」・・・6/100
- ・「機械・装置」・・・・・・・・12/100

- 適用実績

- ・パナソニック(株)先端研究本部 (H20～H27)
- ・京セラ(株)中央研究所 (H20～H27)
- ・サントリーホールディングス(株)
サントリーワールドリサーチセンター (H27)

- 今後適用予定企業

- 日本電産(株)生産技術研究所 (H29年12月竣工予定)

4 スマートシティ形成のための競争的資金等の確保

◎ リサーチコンプレックス推進プログラムの概要（科学技術振興機構の事業）

(目的)

世界に誇る地域発研究開発・実証拠点(リサーチコンプレックス)推進プログラムは、平成27年度の新規事業であり、地域に集積する産・学・官と金融機関が共同で5年後、10年後からその先に実現すべき地域の姿や社会的価値をビジョンとして描き、その実現に向けた取組を支援することを目的としている。

(支援内容)

下記の 5 つの事業ツールに対する活動を支援

- ①異分野融合共同研究開発
- ②事業化支援
- ③最先端研究設備の共同利用
- ④人材育成・共同カリキュラム
- ⑤推進体制強化

(支援期間と支援額)

原則として 5 年間、最大 7 億円／拠点・年

(リサーチコンプレックス推進プログラムの採択)

・採択数：2 拠点程度

- けいはんな学研都市で実施してきた「学研地域都市エリア産学官連携促進事業 (⑳～㉒)」や「地域イノベーション戦略支援プログラム (㉓～㉗)」などによるヘルスケア等の取組をさらに発展させ、五感・脳科学研究活用を中核とした最先端の研究開発、成果の事業化、人材育成等を一体的、統合的に展開するため応募し、F S (フイージビリティスタディ) 拠点として採択
 - ・採択拠点は 1 拠点 (神戸)
 - ・F S 拠点は 3 拠点 (京都府、神奈川県、北九州市)
 - ・F S 拠点支援規模は 1～2 億円、期間：平成 29 年 3 月まで

- 平成 28 年 9 月の本採択再審査に向け、五感、脳、I C T に加え、プロジェクトを構想から実施まで一貫して実践できる人材の育成や子どもの能力開発など、誰もが能力を發揮できる社会を創出する異分野融合研究開発プロジェクトを提案予定

【京都府の担当課】

商工労働観光部 文化学術研究都市推進課 075-414-5196